

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第51号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第5号中「固定資産評価審議会」を「本人確認情報保護審議会及び固定資産評価審議会」に改める。

第165条の3第1項の表中 「 名 称 位 置 」 を

「

名 称	位 置
長野県松本創業支援センター	松本市

に改め、同条第2項中「長野県長野創業

支援センター」を「長野県松本創業支援センターは長野県情報技術試験場に、長野県長野創業支援センター」に改める。

別表第1の市町村課の項中「、第4号及び」を「及び第4号の事項、第5号のうち本人確認情報保護審議会の庶務に関する事項並びに」に、「第5号の」を「第5号のうち固定資産評価審議会の庶務に関する」に改める。

別表第32の1中

「

長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事とその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	市町村課
--------------	---	------

を

長野県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議及び知事に対する建議に関すること。	市町村課
長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事はその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	市町村課

に

改める。

別表第41中

長野県木曾看護専門学校長	長野県立木曾病院長
--------------	-----------

を

長野県木曾看護専門学校長	長野県立木曾病院長
長野県松本創業支援センター所長	長野県情報技術試験場長

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(事務処理規則の一部改正)

- 2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第10の6中「長野県大阪事務所長」を「長野県大阪事務所長、長野県松本創業支援センター所長」に改める。

人 事 課

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月30日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第52号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和41年長野県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。）及び」を「いう。）、」に、「の規定」を「及び里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」という。）の規定」に改める。

第6条及び第7条を次のように改める。

（里親認定申請書）

第6条 里親省令第6条（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、里親認定申請書（様式第5号）によるものとする。

（里親認定（登録）取消申請書）

第7条 里親省令第8条第5号（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）又は里親省令第11条第3号（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する申請は、里親認定（登録）取消申請書（様式第6号）によりしなければならない。

第7条の次に次の3条を加える。

（里親登録更新申請書）

第7条の2 里親省令第10条第1項（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）に規定する更新の申請は、里親登録更新申請書（様式第6号の2）によりしなければならない。

（里親登録変更届等）

第7条の3 里親省令第13条第1項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、里親登録変更届（様式第6号の3）又は受託児童事故発生届（様式第6号の4）によりしなければならない。

2 里親省令第13条第2項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、辞退届（様式第6号の5）によりしなければならない。

（保護受託者申出書）

第7条の4 省令第30条の規定による申出は、保護受託者申出書（様式第6号の6）によりしなければならない。

第23条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第6条から第7条の4までの規定により知事に提出する書類は、居住地を管轄する児童相談所の長を経由しなければならない。

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

(様式第5号)(第6条関係)

里親認定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

里親としての認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

希望する里親の種類		養育里親 親族里親 短期里親 専門里親				
里親及び それと同 居する者	氏 名	年齢	性別	続柄	職 業	健康状態
里親になることを希望する理由						
認定後の登録希望の有無						

(添付書類) 1 里親希望者及びその同居の家族の履歴書

2 里親希望者の居住する家屋の平面図

(備考) 1 希望する里親の種類欄は、希望するものに○を付すこと(複数可)。

2 認定後の登録希望の有無欄は、希望する里親の種類(親族里親を除く。)ごとに登録希望の有無を記載すること。

(様式第6号)(第7条関係)

里親認定(登録)取消申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

下記の里親としての認定(登録)を取り消してください。

記

- 1 認定(登録)番号

- 2 取消しを希望する里親の種類

様式第6号の次に次の5様式を加える。

(様式第6号の2)(第7条の2関係)

里親登録更新申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

下記の里親としての登録を更新してください。

記

1 登録番号

2 更新を希望する里親の種類

(様式第6号の3)(第7条の3関係)

里親登録変更届

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

(登録番号)

下記のとおり、登録を受けた事項に変更がありました。

記

変 更 前	変 更 後

(様式第6号の4)(第7条の3関係)

受託児童事故発生届

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

(登録番号)

下記のとおり、受託している児童について事故が発生しました。

記

受託児童の氏名	
事故発生年月日	年 月 日
事故の種類	
事故の状況	
事故への対応	
備 考	

(様式第6号の5)(第7条の3関係)

辞 退 届

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

(登録番号)

下記のとおり、受託している児童の養育が困難になりました。

記

1 受託児童の氏名

2 理由

(様式第6号の6)(第7条の4関係)

保護受託者申出書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

保護受託者になりたいので、下記のとおり申し出ます。

記

保護受託者及びそれと同居する者	氏 名	生年月日	性別	続柄	職 業	健康状態
住居及び環境	建 物 構 造		所 有 関 係		周 辺 の 状 況	
	室数	階建室	自家	借家	その他	
希望児童	性 別	人 数	児 童 受 託 期 間		住み込みか通勤かの別	
児童受託の動機						
事業場の状況	名 称					
	住 所					
	当該事業従事年数					
	職 業 内 容					
	児童に与える仕事の内容					

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

青少年家庭課